

令和元年度
藤沢市民会館等再整備事業庁内検討プロジェクト
検討結果報告書

2020年（令和2年）4月

企画政策部企画政策課

令和元年度 藤沢市民会館等再整備事業庁内検討プロジェクト 検討結果報告書

1 目的

市民会館等再整備事業庁内検討プロジェクトについては、市の組織において横断的に情報を共有し、又は意見を交換することにより、事業を円滑に進めることを目的として令和元年度から開始したプロジェクトです。

本報告書は、令和元年度に同プロジェクトで検討した内容とその結果をまとめ、令和2年度に予定する基本構想の策定に向け、参考資料となるよう作成したものです。

2 検討内容

- (1) 市民会館等に複合化する機能（施設）について（資料1）
- (2) 生活・文化拠点の課題について（資料2）

3 参加部課等

令和元年度については、再整備事業の軸となる市民会館、南市民図書館、市民ギャラリー及び常設展示室並びにこれらと複合して整備することを希望する機能（施設）の所管課に加え、財政や建設、福祉施策を所掌する課等が参加しました。（資料3）

4 会議開催経過

第1回	2019年（令和元年）	8月21日
第2回	2019年（令和元年）	10月18日
第3回	2019年（令和元年）	12月18日
第4回	2020年（令和2年）	3月10日

市民会館等に複合化する機能（施設）について

1 経過

市民会館等再整備事業は、市民会館、南市民図書館、市民ギャラリー及び常設展示室を再整備事業の軸となる機能（施設）として計画していますが、藤沢市公共施設再整備基本方針の「再整備の基本的な考え方」^{*1}に基づき、機能集約・複合化による公共施設の施設数の縮減を目的として、庁内検討プロジェクトにおいて、その他の公共施設についても複合化することを検討しました。

庁内検討プロジェクトで作成した複合化案については、藤沢市公共資産活用等検討委員会^{*2}での審査を経た後、政策会議^{*3}に諮り、市の考える複合化案^{*4}とすることについて了承されています。

2 検討・審査の方針

庁内検討プロジェクトにおける複合化の検討及び藤沢市公共資産活用等検討委員会における複合化案の審査は、次の点に着目して行いました。

- (1) 市民や利用者等が望む機能
- (2) 市民会館や南市民図書館などの文化施設が集積されるエリアでのマッチング
- (3) 機能集約による利便性の向上
- (4) 生活・文化拠点エリア全体で創出可能な効果
- (5) 今後の財政負担の縮減
- (6) その他市民意見等により必要と思われる機能

3 複合化の検討及び審査の結果

再整備事業の軸となる市民会館、南市民図書館、市民ギャラリー及び常設展示室の4機能と複合化することの可否について検討・審査した結果は次のとおりです。

- (1) 複合化「可」とした機能
 - ア 防災備蓄倉庫
 - イ 文書館
 - ウ 青少年会館
- (2) 複合化「否」とした機能
 - ア 環境拠点収集場所
 - イ アートスペース (FAS)

(3) 複合化しないが、計画時に配慮すべき機能

ア 環境フェアイベントスペース

イ 生涯学習室

(4) 可否の判断に至らず、複数案を作成した機能

ア 市民活動推進センター

なお、それぞれの判断の理由や複合化に係る条件等は資料1-1のとおりです。このうち、複合化の可否の判断に至らなかった市民活動推進センターの再配置方針については、基本構想策定検討委員会において、藤沢市公共資産活用等検討委員会が提示した案を元に引き続き検討をお願いすることとしています。

また、各機能の構成や必要諸室の想定使用方法、想定規模の概要について、所管課が作成した帳票を資料1-2にまとめました。この資料については、複合化しないこととした機能についても参考として綴じています。

-
- ※1 藤沢市公共施設再整備基本方針：継続的な行政サービスの提供を可能にする公共施設の再整備を進めることを目的として、2014年（平成26年）3月に策定した市の方針で、「公共施設の安全性の確保」、「公共施設の長寿命化」及び「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」の3項目を公共施設再整備の基本的な考え方として整理しています。
 - ※2 藤沢市公共資産活用等検討委員会：公有地等の有効活用並びに公共施設等の再整備及び総合管理に係る方策を検討し、及び審査するために関係部長等で構成する組織
 - ※3 政策会議：市政運営の基本方針や重要な施策についての的確かつ効率的な政策判断を行うため、市長、副市長、教育長及び部長等で構成する組織
 - ※4 複合化する機能については、市の考える複合化案を参考に、基本構想策定検討委員会や市民ワークショップにおける市民及び学識経験者並びに関係団体等の意見を踏まえて決定し、基本構想の中でまとめていきます。

藤沢市公共資産活用等検討委員会における市民会館等再整備事業に伴う複合化機能（施設）審査結果一覧表

機能（施設）名称	所管課	複合化の可否	可否等の理由	条件等
防災備蓄倉庫	防災政策課	可	<ul style="list-style-type: none"> ● 再整備する市民会館が、現在と同じく広域避難場所や避難施設になることから、避難者等を対象とした備品を備蓄しておく必要がある。 ● 事業予定地が洪水浸水想定区域内であり、当該機能は浸水被害を受けない階層（2階以上）に設置することが条件となるため、新市民会館等施設と一体的に複合整備する必要がある。 	
文書館	市民相談情報課	可	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館と合わせて整備する南市民図書館や常設展示室とは文書（図書）の閲覧や歴史的資料の展示といった事業内容において親和性があり、業務の一部を共通のスタッフが担うことにより、業務の効率化及び人件費の縮減効果等が期待できる。 ● 南市民図書館に設ける書架と文書館の書庫は、構造や設備環境に共通するものが多く、一体的に整備することにより、建設コストを縮減することができる。 ● 現文書館は昭和60年（書庫は昭和51年）に建設されたものであり、市民会館等再整備事業による施設が整備された時点では法定耐用年数を迎えることになるから、近い将来において大規模修繕又は改築が必要になる。複合化した場合には、この費用と外部倉庫への保管業務委託費が削減できることに加え、跡地を売却することが可能となる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現文書館の資産を売却すること。ただし、他の用途で有効活用するものとして市の意思決定がなされた場合を除く。 2 南市民図書館及び常設展示室等とのスタッフの兼務等執行体制を見直すことにより、人件費の縮減を検討すること。 3 南市民図書館と近接した位置とする等、建設コスト縮減に配慮した配置とすること。 4 書庫の規模は、将来的な保管方針や公文書の増加量を予測して適切な規模とすること。
青少年会館	青少年課	可	<ul style="list-style-type: none"> ● 現青少年会館は、生活・文化拠点から暫定的に移転したもので、移転当時から、将来、市民会館等の再整備にあわせて整備を検討するとしており、今回の市民会館等との複合化は従来の方針に沿った考え方である。 ● 市民会館や南市民図書館と合わせて整備することにより、青少年がこれまで以上に文化や生涯学習に触れる機会を創出することができるのと同時に、地区計画の整備方針のひとつである「交流施設の整備」として、多世代・多機能の交流に資することが期待できる。 <p>※現青少年会館の活用方針等について、本委員会から別紙のとおり2案を提示する。</p>	<p>【案の1を採用した場合】</p> <p>現青少年会館の資産を売却すること。ただし、他の用途で有効活用するものとして市の意思決定がなされた場合を除く。</p> <p>【案の2を採用した場合】</p> <p>現青少年会館は、市民活動推進センターとして活用すること。</p> <p>【両案共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複合化する効果を最大限発揮するために、要望している各機能は他の施設との共用を前提とし、床面積を縮減すること。 2 運営についてPFI手法等を採用する可能性があることから、運営者を現在の指定管理者に限定しないこと。 3 公益財団法人藤沢市みらい創造財団は、現青少年会館から他の施設へ移転させること。また、移転に伴う当該団体との調整については、関係課と協力して進めること。

機能（施設）名称	所管課	複合化の可否	可否等の理由	条件等
環境拠点収集場所	環境事業センター	否	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活・文化拠点エリアの方針として、文化・情報・交流施設の整備とその誘導が掲げられているが、資源を収集し、又は回収するという機能は、この方針に合致した機能とは言えない。 ● 今回の事業予定地以外においても設置する余地があり、あえて新市民会館等施設と複合化する必要がない。 	
アートスペース (FAS)	文化芸術課	否	<ul style="list-style-type: none"> ● 現アートスペースは、辻堂C-X整備当時、新たな文化の拠点と位置付けて整備した施設である。藤澤浮世絵館と合わせて辻堂地区の文化拠点としての性格を有しており、アートスペース単独で生活・文化拠点へ移すことの適切な理由がない。 ● 新市民会館等施設と複合化したとしても、資産の売却等がないことから、複合化によるコストメリットが小さい。 	
環境フェア イベントスペース	環境総務課	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境フェアイベントスペース専用の室を確保しなくても、新市民会館等施設に整備予定の展示室や屋外広場等を活用すれば従来どおりのイベントの開催は可能であるため、今後の基本構想・基本計画策定時において、当該イベント等が実施できるよう配慮することとする。 	
生涯学習室	生涯学習総務課	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習室専用の室を確保しなくても、新市民会館等施設に整備予定の会議室等と機能を兼ねることが可能であるため、今後の基本構想・基本計画策定時において、生涯学習活動が行えるよう配慮することとする。 	
市民活動推進センター	市民自治推進課	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在入居している民間ビルから転出すること、青少年会館が新市民会館等施設との複合化により、現青少年会館から移転することを前提として、本委員会から2案を提示することとする。 ※本委員会案については別紙のとおりとする。 	<p>(新市民会館等施設と複合化した場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複合化する効果を最大限発揮するために、要望している各機能は他の施設との共用を前提とし、床面積を縮減すること。 2 運営についてPFI手法等を採用する可能性があることから、運営者を現在の指定管理者に限定しないこと。

青少年会館・市民活動推進センターの複合化（再配置）に関する藤沢市公共資産活用等検討委員会（案）

	複合化・再配置の方針	メリット	デメリット・課題	イメージ
案の1	<p>青少年会館 新市民会館等施設に複合化</p> <p>市民活動推進センター 新市民会館等施設に複合化</p> <p>現青少年会館 建物付きで売却</p> <p>現市民活動推進センター 賃貸借契約を解除</p> <p>藤沢市みらい創造財団 現青少年会館から転出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現青少年会館の売却益が得られる。 ● 現市民活動推進センターの賃借料を削減できる。 ● 公共施設の複合化による効果（共用による総床面積の縮減・多世代交流等）が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合化する床面積が増加することから、市民会館等再整備事業費が最大となる。 ● 現青少年会館に入居する藤沢市みらい創造財団の移転先を確保する必要がある。 	<p>【現青少年会館】 売却</p> <p>【新市民会館等施設】 青少年会館 市民活動推進センター</p> <p>藤沢市みらい創造財団</p>
案の2	<p>青少年会館 新市民会館等施設に複合化</p> <p>市民活動推進センター 現青少年会館に移転</p> <p>現青少年会館 改修し市民活動推進センターとして利用</p> <p>現市民活動推進センター 賃貸借契約を解除</p> <p>藤沢市みらい創造財団 現青少年会館から転出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現市民活動推進センターの賃借料が削減できる。 ● 案の1と比較すると市民会館等再整備事業費は抑制できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現青少年会館の改修工事費が掛かる。 ● 現青少年会館の維持管理費が掛かる。 ● 市民活動推進センターが市民会館等との複合化にあたって要望している規模（720㎡）は収容できない※。 ● 市民活動推進センターは複合化せずに単独の機能として現青少年会館に入居するため、機能集約・複合化による効果を得られない。 ● 現青少年会館に入居する藤沢市みらい創造財団の移転先を確保する必要がある。 <p>※現青少年会館の機能専用面積：524㎡</p>	<p>【現青少年会館】 市民活動推進センター</p> <p>【新市民会館等施設】 青少年会館</p> <p>藤沢市みらい創造財団</p>

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
文化芸術課	市民会館	/	市民会館計		8,290.00	8,070.00
			大ホール	市民等が行う様々な文化活動の発表の場を提供するとともに、みらい創造財団をはじめとする各種文化事業実施団体により実施される舞台芸術の鑑賞の場を提供する。	4,500.00	4,581.19
			大ホール楽屋	ホール利用者が発表等を行う準備のための施設であり、ホール等には必要不可欠なもの。	250.00	250.00
			大ホールホワイエ	ホール入口と観客席の間のスペース。観客の幕間の休憩や社交の場として利用されるなど、ホールには必ず付随する施設である。	500.00	450.00
			小ホール	市民等が行う様々な文化活動の発表の場を提供するとともに、みらい創造財団をはじめとする各種文化事業実施団体により実施される舞台芸術の鑑賞の場を提供する。	1,420.00	1,008.76
			小ホール楽屋	ホール利用者が発表等を行う準備のための施設であり、ホール等には必要不可欠なもの。	75.00	75.00
			小ホールホワイエ	ホール入口と観客席の間のスペース。観客の幕間の休憩や社交の場として利用されるなど、ホールには必ず付随する施設である。	200.00	150.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
文化芸術課	市民会館	/	第一展示室	大規模な会議やレセプション、小規模な発表、各種展示など、様々な市民や団体が多用途に使用できる施設。	380.00	373.05
			第二展示室	大規模な会議やレセプション、小規模な発表、各種展示など、様々な市民や団体が多用途に使用できる施設。	320.00	320.00
			会議室	市民や団体が行う打ち合わせや会議に使用する施設。	280.00	327.00
			事務室	市民会館を管理する職員のための事務スペース。	150.00	125.00
			レストラン	主に市民会館来館者を対象として飲食を提供することで、利便性の向上に資する施設。	75.00	110.00
			厨房	上記レストランの飲食提供に必要な施設。	40.00	240.00
			リハーサル室兼スタジオ	音楽や演劇の練習に使用するとともに、小規模な発表にも利用できる施設。	100.00	60.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
文化芸術課	市民ギャラリー	/	市民ギャラリー計		570.00	487.00
			市民利用展示室 1	市民が作成した美術作品の発表の場としてグループ展を行うための施設。	200.00	189.00
			市民利用展示室 2	同上	100.00	93.00
			市民利用展示室 3	同上	100.00	93.00
			市民利用展示室利用者控室	上記展示室利用者のための控室。	20.00	16.00
			事務室、倉庫等	市民ギャラリー機能維持のための事務室および展示機材等の保管スペース。	150.00	96.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
総合市民 図書館	南市民図書館	/	南市民図書館計		2,410.00	1,314.70
			開架スペース	利用者が自由に図書館資料を閲覧できるスペース。一般成人、児童、ヤングアダルト（中高生など10代）等の利用対象別のゾーニングにより、書架を配置し、図書、雑誌、視聴覚資料など図書館資料を配架する。カウンター、閲覧席・PC利用席、視聴覚資料視聴ブース等も含む。（専用）	1,900.00	827.60
			閉架書庫	保存すべき資料のうち開架スペースに置く必要のない資料（貴重資料、利用頻度が少ない資料、絶版資料、バックナンバーなど）を配架する保存庫スペース。集密書架を設置する。利用者が立ち入ることはできず、利用者の閲覧希望に対しては職員が資料を出納する。（専用） *別途、倉庫としてのスペースも設置希望。（共用可）	300.00	99.31
			閲覧席・PC利用席	利用者が図書館資料を閲覧するための椅子、机、ソファ等を設置する。また、図書館資料検索用のほか、利用者が調査研究するためのインターネット接続用など、各種PCを設置する。	開架スペース内に設置	231.00
			駐車場・駐輪場	利用者のための駐車・駐輪スペース。（共用可）	屋外に設置	屋外に設置
			ボランティアルーム	図書館のおはなし会、配架、宅配サービス、展示、点字図書館（点訳・音訳・誘導）等に関わるボランティアが、実際の活動や打ち合わせのために利用するスペース。利用者用会議室とは別に、常時確保しておく必要があり、他施設との共用は不可。（専用）	50.00	0.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
総合市民 図書館	南市民図書館	/	会議室等	職員が会議や作業等のために利用するスペース。専用の事務机を持たない非常勤職員が多い職場のため、非常勤職員による事務や作業、食事や小休憩をとるための利用も必須であり、他施設との共用は不可。（専用） *別途、他課と共用可の利用者用会議室を設置希望。	50.00	63.92
			事務室等	職員のための執務及び作業スペース。個人用事務机、事務用PC、図書資料の回送受入れ（毎日）をするための作業スペースなどが必要。個人情報を扱うため、他課とは分離されている必要がある。（専用） *職員、非常勤職員のための更衣室を他施設との共用可で設置希望。	110.00	92.87

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
郷土歴史課	常設展示室	/	常設展示室計		247.00	168.00
			常設展示室	藤沢市の歴史研究に関する調査研究の成果や収集資料を市民に公開し、郷土の歴史に関する学習の機会の確保や情報提供を図るために設置するもの。	200.00	168.00
			倉庫（収蔵機能）	常設展示室で展示を行うための備品等置場及び展示替え作業にあたっての展示用資料等を一時的に保管する場所として設置するもの。	45.00	0.00
			倉庫（作業室）	常設展示室で展示を行うための資料の荷解き、展示用パネル等の作成など作業を行う場所として設置するもの。		0.00
			ショップ機能	市政有償刊行物の販売窓口及び在庫置場として設置するもの。	2.00	0.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
防災政策課	防災備蓄倉庫	現在、市民会館にアルミの防災倉庫を設置しているが、耐用年数が10年と短いため、公共施設を整備する際に、部屋内に確保するため。	防災備蓄倉庫計		100.00	9.90
			防災備蓄倉庫	災害時に避難所等で使用する備品を備蓄するための施設。	100.00	9.90

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
市民相談 情報課 文書館	文書館	<p>○収蔵資料の増加に伴い、すでに文書館書庫は今後の受入が困難となっている。分庁舎地下書庫は、分庁舎集密書架の導入と本庁舎倉庫への移動により、改善が図られたものの、今後2～3年で収蔵限界に達する見込みであり、民間倉庫（保管業務委託料は現状：年間約940万円）での保存も継続せざるを得ない。</p> <p>○文書館の建物は書庫棟が昭和51年築、同56年増築、事務棟が昭和60年築であり、いずれも築後30年以上が経過していることから、電気設備、配管等を中心に老朽化が進んでいる。</p> <p>こういった状況を勘案し、文書館事務棟・書庫棟を市民会館に複合化し、かつ書庫面積を増やすことで、今後の資料受入を継続するとともに、民間倉庫に委託保管している文書等を引き上げ保管することも可能となり、公文書保管機能の維持、業務の効率化、事務経費の圧縮といった課題を解消することができる。</p>	文書館計		1,878.30	965.01
			事務室・資料整理室・市史編さん室	各室ともに職員が業務を執行するための諸室。特に資料整理室については、個人等から市に対して寄贈・寄託を受けた資料を整理作業するため十分な場所を確保するもの。（通常の事務机では作業スペースを確保することが難しいため）	178.30	123.27
			展示室・会議室・閲覧室	展示室は、収蔵資料等の公開展示を行うための、空調や消火設備等を伴う展示ケースを備えた諸室。 閲覧室は、文書館資料を配架し、市民の閲覧に供する諸室。 会議室は、主に所管する委員会の開催に供する諸室。	200.00	176.83
			書庫 (民間資料（地域資料）)	個人等から市に対し寄贈寄託され、若しくは市が取得し、市の歴史資料として保存管理している文書・記録・図画等の資料について、保管する書庫。資料保護のため無窓外光遮断と空調管理設備を要する。	400.00	264.91
			書庫（重要行政文書）	保存期間が終了し廃棄処分対象となった文書のうち、市の活動や歴史を検証する重要な資料を保管する書庫。資料保護のため無窓外光遮断と空調管理設備を要する。	300.00	400.00
			書庫（行政文書）・荷解き室	書庫（行政文書）は保管期限内の文書の一部を保管し、荷解き室は、民間（地域）資料を受け入れる場合に燻蒸等処理するまでの間、一時整理・保管するスペースとしても活用。資料保護のため無窓外光遮断と空調管理設備を要する。	800.00	

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
青少年課	青少年会館	市民会館・南図書館を中心とした文化的複合施設に、学習室や居場所スペース、スタジオ、プレイルームなどの青少年施設（機能）を配置することで、青少年の活動拠点としての位置づけが図られるとともに、子どもから大人まであらゆる世代が共に音楽・芸術・スポーツを楽しめる付加価値の高い施設となる。	青少年会館計		960.00	440.00
			フリースペース	青少年（小学生から30歳までの青少年）が自由に訪問し、思い思いに過ごすことが出来る居場所スペース。付帯設備として、テーブルやソファ、カフェコーナー、テレビ、本・マンガ・雑誌、無線LANなどを設置し、オープンスペースとしての利用も可能。	300.00	90.00
			ホール	青少年が部活や学校事業、趣味などで大人数でダンスや演劇などパフォーマンスの練習が出来るスペース。鏡張り仕様とし、付帯設備として防音設備、音響機器を設置。 ※学校のある時間帯は一般利用可能、青少年優先	120.00	0.00
			スタジオ	青少年が部活や学校事業、趣味などでバンド活動、または楽器の個人練習が出来るスペース。付帯設備として、防音設備、ドラムセット・アンプなどの音響機器を配置。 ※学校のある時間帯は一般利用可能、青少年優先	80.00	0.00
			プレイルーム	青少年が、軽い運動や、体を使ったゲームをすることが自由に利用出来るスペース。付帯設備として、卓球台やクライミングウォールなどを常設する。	100.00	100.00
			学習室	静かに勉強をしたい青少年が利用することが出来るスペース。個別ブース仕様とし、付帯設備として無線LAN・電源を設置。	60.00	35.00
			事務室等	青少年スペースを管理する職員の事務室（更衣室、給湯室、倉庫を含む）、及び各種会議や多様な青少年健全育成事業の実施に活用する会議室。	300.00	215.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
市民自治 推進課	市民活動 推進センター	<p>① 市民活動推進センターは、平成13年12月に設置された施設であり、現在、小島ビルを年間約2,100万円で賃貸している。</p> <p>② 市民活動推進センターは、今後の財政状況、市政運営、人口構造の変化やライフスタイルの変化などを踏まえ、2020年に開催されるオリンピックを契機として、中間支援組織本来の業務であるより多くの人材が他分野において有機的につながる仕組みづくりとしてのネットワーク化やコーディネートを積極的に行うなど、生活者の多様性を共有し、これからの市民活動の定義なども改めて再構築すべき時期と考える。</p> <p>③ 昨年4月に改定した市民活動推進計画は、その推進ビジョンを「市民活動の息づくまち 誰もが個性の輝きを放つ未来へ」とし、公共という暮らしの場において市民活動を通じて、多様化する地域課題に柔軟な対応することなど、藤沢で暮らし、働き、学んでいる方々による市民活動の新たな参加が進み、未来に向けて「暮らしの豊かさ」とともに創造し、まちの活力にしていくこととしております。そして、市民活動を知る、楽しむ、支える、育てる、創造するという重層的かつ連続性のある取り組みをめざして、生涯学習や図書館が発信する「知」と市民活動が結実できるよう基本指針にも定めている。</p> <p>④ 平成28年に内閣府から示された「PPP、PFI推進アクションプラン」によると、コンセッション方式など、公共施設のあり方として、稼ぐ、人が動く施設となるよう方針が示されている。</p> <p>⑤ 岐阜市のメディアコスモスや岩手県のオガールプロジェクトなどは、単なるハコモノの再整備とせず、ハコモノが発信するまちづくりを目的として公共空間の再整備に取り組み、機能の組み合わせによる行政イメージの変化を促しているとともに、観光資源化にもつなげているなど、「つくる時代からつかう時代へ」を実現している。</p> <p>⑥ 規制緩和や国家戦略特区など、そのキャスティングボードは現在自治体にあり、社会実験などにチャレンジした自治体とそうでない自治体では今後、活力という視点において大きな格差が生じると考え、現市政においては、マルチパートナーシップを市政運営のエンジンとしており、将来に向けてカウンターパートナーとしての行政の役割も柔軟になるべきと考える。</p> <p>こうしたことから、今回の市民会館等再整備事業に係る公共機能の複合化については、単なるハコモノを縦割りに作ることに留まらず、空間、制度、行政組織の視点からのイノベーションによる再整備を行い、図書館と市民活動推進センターを併設または空間をシェアする形とする中で、多世代が集い、交流を図る仕組みや市民活動を始めるきっかけとして学びから実践へという、それぞれが持つ本来の役割をハード整備で実現できると考えられる。</p>	市民活動推進センター計		720.00	449.00
			オープンスペース	図書館利用者や生涯学習、市民活動など様々な目的で集まる市民が、快適に過ごせるオープンな空間を創るとともに、いろんな講座や教室、体験会などを実施。さらに、シェアという視点に立って出会いの場としての仕組みづくりなどを進めることで、人材交流や地域交流の促進を展開する。	350.00	351.87
			カンファレンス・コミュニティエリア	様々な要件で集まる市民が、会議を開いたり、団体を調べ物をしたりすることを目的に図書館の静けさを保ち図書館機能の重要な機能であるカンファレンスエリアとして、空間をわけた会議室や相談室を設置する。	150.00	73.00
			音楽エリア	市民活動や生涯学習としてのコーラスやバンドの練習、ミニ演奏会の場として、若者から高齢者まで様々な世代が集い、音楽を楽しむことで文化ゾーンとしての多世代交流の拠点にする。	60.00	0.00
			キッズエリア	子育て世代が図書館利用や子育て世代向けの講座などで、気軽に快適に施設を利用でき、子育て世代が交流するきっかけの場として、また、子どもと親がのびのび時間を過ごすスペースとしての機能が発揮できる。	80.00	0.00
			団体ロッカースペース	市民活動や生涯学習などを実践する団体が、活動する際に使用する書類や備品などを置く機能として複数台のロッカーを設置する。高齢者にとって、重たい荷物を持つことなく、施設に行くだけで、作業ができることで利便性が上がる。	10.00	0.13
			バックヤード（事務室等）	新しくできる施設において、人材交流の促進やつながりの仕組みづくりなどソフト面での運営を行う従事者が、業務や事務処理などを行う場所として使用する。	70.00	24.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
環境総務課	イベントスペース	<p>多数の来場者が想定されるイベントを円滑に開催するため、来場者の利便性や機能性に配慮した施設の整備は必要だと考える。</p> <p>特に「ふじさわ環境フェア」に関しては、これまで市民会館で開催してきており、来場者等の利便性やスペースやレイアウト等啓発効果確保の観点、さらにコスト面を考慮した場合、他所での開催は難しいと考えられる。</p> <p>可動式パーテーションによる複数の会議室等の一体的利用や、開閉式テントの設置による雨天時等の屋外スペースの活用を図ることにより、来場者の利便性を高められることから、他設備との共用化は可能と考えられる。</p>	イベントスペース計		946.00	0.00
			イベントスペース	<p>※一例</p> <p>【ふじさわ環境フェア】 環境保全や地球温暖化防止をテーマに、毎年開催。</p> <p><開催概要></p> <p>【日時】2019年11月9日（土） 10：00～15：00</p> <p>【会場】藤沢市民会館（前庭、第1展示集会ホール、第2展示集会ホール、第2会議室、教養室）</p> <p>【出展団体数】44団体</p> <p>【来場者数】3,641人</p>	946.00	0.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)	
生涯学習総務課	生涯学習室	市民会館、図書館等が複合化される施設は、生涯学習や、文化活動の拠点となる。また、市民が高度な文化芸術に触れたり、全市的な発表の場が利用しやすくなることにより、生涯学習活動の推進につながると考えるため。	生涯学習室計			200.00	0.00
			会議室	生涯学習活動の発表の場として、また学習機会を提供し「学ぶ」機能、学習グループが自由に集い、交流する「つながる」機能、市民の学びをサポートする「育む」機能として設置。	200.00	0.00	

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
環境事業 センター	環境拠点収集場	<p>ごみの減量・資源化の促進には、廃棄物や資源の出しやすい環境づくりが不可欠である。</p> <p>資源物の市民持ち込み場所については、環境4施設で実施しているが、市内の南部方面には施設がなく、市民から受け入れ施設を増やしてほしいとの要望がある。</p> <p>このため、市民センター等への設置を依頼してきたが、敷地の関係や管理の問題等で設置には至っていない。</p> <p>また、不法投棄防止や盗難防止の観点から空き地等に設置することは難しいものと考えている。</p> <p>市民会館については、敷地も広く設置に伴う車両動線も確保できることや、生活・文化拠点に立地しており、周辺住民以外にも多くの市民がわかる建物であることから、環境拠点収集場の機能を有することで、市民の方の負担軽減やごみの減量・資源化の促進が図らる。</p>	環境拠点収集場所計		25.00	0.00
			資源受け入れ場所 (空間)	市民が資源品目を持ち込む際の車両及びその資源を回収する車両(2トン車)の停車場所。	屋外に設置	屋外に設置
			資源品目置き場	市民が持ち込んだ資源品目を種別ごとに分類して保管する場所(室内保管)。	20.00	0.00
			職員待機所	市民の受け入れ対応を行う職員等(1名)の待機場所。	5.00	0.00

市民会館等再整備事業に係る各公共機能（施設）の構成イメージ

所管課等	機能（施設）名称	複合化する必要性	必要諸室	説明	要望面積 (㎡)	現況面積 (㎡)
文化芸術課	アートスペース (FAS)	<p>市民会館等と合築することにより、他の施設来館者が立ち寄りやすい環境を構築することが可能となり、また、市民ギャラリーや南市民図書館との連携による新たな事業展開も期待できることから、本市の芸術文化の振興に寄与するものと考え</p> <p>る。</p> <p>また、複数個所に点在している本市の文化施設を集約することで、一体的な運営や情報発信による効率的・効果的な運営が可能となる。</p> <p>なお、令和元年度に実施した市民ワークショップや文化団体からのご意見として、新たな市民会館に美術館の併設を望む声もあることから、美術振興施設として本機能を移転することは必要なことと考える。</p>	アートスペース計		450.00	427.00
			美術作品制作室	若手芸術家をはじめとする作家が、美術作品の制作を行うための施設。	100.00	138.00
			制作作品等展示室	制作室で制作した作品や過去の作品等を展示するための施設。	200.00	202.00
			ワークショップルーム	美術振興をテーマに行うワークショップのための空間。	50.00	52.00
			事務室、倉庫等	アートスペースの機能維持及び展示企画の立案等を行う職員のための事務室及び展示機材や美術作品制作に必要な資材等の保管スペース。	100.00	35.00

生活・文化拠点の課題について

生活・文化拠点とは、北は奥田公園から、南は南消防署までの公共施設が集積するエリアで、面積は約 4.9 ヘクタールあります。このエリアは境川右岸鶴沼東地区地区計画 A 地区に該当し、土地利用の方針として奥田公園・多目的広場等と一体的に、文化・情報・交流施設等の機能の集積を図るとともに、適性かつ合理的な土地利用を推進することとしています（資料 2-1）。次の課題一覧表は、この方針を踏まえつつ、現状で市が抱える課題を庁内検討プロジェクトにおいて整理したものです。

これらの課題は、基本構想の策定に向け、参考情報として報告するとともに、令和 2 年度の庁内検討プロジェクトにおいても、課題解決に向けた検討を進めていきます。

生活・文化拠点の課題一覧表

番号	対 象	内 容
1	奥田公園	奥田公園は、市民会館の北側に位置していますが、公園と市民会館の敷地には高低差があり、物理的一体性がありません。市民会館等再整備事業（以下この資料において「本事業」といいます。）の計画にあたっては、公園の存在を意識した計画とすることで相互に魅力ある施設になる可能性があります。公園の改修等の必要性や維持管理を含めた事業との関連性は検討していかなければなりません。
2	奥田公園駐車場	奥田公園駐車場と本事業で整備する駐車場により、生活・文化拠点エリア全体の駐車台数を確保する必要があることから、老朽化が進む奥田公園駐車場を改修することも視野に入れて計画していく必要があります。
3	ペDESTリアンデッキ	イトーヨーカドー藤沢店北側から国道を横断し、市民会館に至るペDESTリアンデッキは、市民会館側で一度地上に下りる構造になっています。新たに整備する施設と接続して一体的な空間とする等、さらに魅力あるデッキとして活用する方法を検討していく必要があります。

番号	対 象	内 容
5	その他の公共施設	本事業予定地*周辺には、秩父宮記念体育館、南消防署及び保健所・南保健センター等の公共施設があります。本事業に併せて主に運営面等で連携が図れないか検討する必要があります。
6	横断陸橋	国道を横断する陸橋は、神奈川県が管理する施設ですが、将来もこの陸橋が必要か否かを検討する必要があります。
7	駐輪場	本事業で整備する施設の利用者のために駐輪場やバイク置場を整備することに併せて、藤沢駅周辺を含めた駐輪場・バイク置場の整備についても考慮する必要があります。
8	雨水処理施設	本事業予定地は浸水想定区域であるため、敷地や建築物の地下空間を利用した雨水貯留施設の整備を検討していく必要があります。
9	エネルギー関連施設	「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」に基づき、生活・文化拠点エリアを「電力・熱のスマートグリッド街区」のモデル街区としてエネルギー関連施設を整備するか否かを検討する必要があります。
10	緑化	通常の間敷地内緑化のほかに、境川緑地と連続性のある緑地帯を確保することが課題となっています。奥田公園との接続も含めた魅力ある緑地帯の整備を考えていく必要があります。

※事業予定地：現在の市民会館及び南市民図書館が存する敷地を想定しています。

生活・文化拠点配置図



【地区計画の概要】

- 方針 生活・文化拠点として、奥田公園・多目的広場等と一体的に、文化・情報・交流施設等の機能の集積を図る
- 規模 4.9ha
- 用途制限 住宅・工場・倉庫・キャバレー等の建築不可
- 容積率 300%

令和元年度 市民会館等再整備事業庁内検討プロジェクト 参加部課等一覧表

部	課 等
総 務 部	行 政 総 務 課
財 務 部	財 政 課
防 災 安 全 部	防 災 政 策 課
市 民 自 治 部	市 民 自 治 推 進 課
	市 民 相 談 情 報 課
生 涯 学 習 部	生 涯 学 習 総 務 課
	郷 土 歴 史 課
	文 化 芸 術 課
	ス ポ ー ツ 推 進 課
	総 合 市 民 図 書 館
福 祉 健 康 部	福 祉 健 康 総 務 課
	障 が い 福 祉 課
子 ども 青 少 年 部	青 少 年 課
環 境 部	環 境 総 務 課
	環 境 事 業 セ ン タ ー
経 済 部	産 業 労 働 課
計 画 建 築 部	建 設 総 務 課
	都 市 計 画 課
	公 共 建 築 課
都 市 整 備 部	公 園 課
下 水 道 部	下 水 道 総 務 課
企 画 政 策 部	企 画 政 策 課